

くらしゴトLabo 運営規約

第1条（会の目的）

本会は自然豊かな亀岡で“ひと手間かけた暮らし、を軸に「食・農・創」体験をとおし
て国際交流や多世代交流を行い、地域の魅力発信と伝統文化の継承をしていく。
また、暮らしに身近な課題を共に学び、発信することで、そこに暮らす人の意識の向上に
寄与することを目的とする。

第2条（名称）

本会の名称を以下の通りとする
くらしゴトLabo

第3条（設立日）

本会の設立日を以下の通りとする
令和元年5月1日

第4条（事務所所在地）

本会の事務所を以下に置く。なお、事務所を本会の住所地とする
〒621-0002 亀岡市千歳町千歳横井32番地

第5条（会員）

この会の目的に賛同し入会した者とする

第6条（役員）

代表1人、副代表1人、会計1人を置く

第7条（運営）

代表は会を代表し、円滑な運営に努める。副代表は代表を補佐し、代表が欠員の時は代
表の職務を遂行する。

第8条（活動）

本会は、第1条の目的を達成するために、必要な活動を行う。

第9条（規約改正）

本会の運営に規約改正が必要な場合は、会員の話し合いにより定める。